

あっせん人列伝

第10回 齋藤輝夫 会員(44期)



今回は、平成28年度紛争解決センター運営委員会委員長を務められた齋藤輝夫会員にお話をうかがいました。(聞き手:紛争解決センター運営委員会委員 新井 美穂)

Q1 センターの和解に執行力を付す方法は何かありますか。

両当事者が仲裁合意をして仲裁手続を行い、その中で、仲裁法38条に基づいて和解における合意を内容とする仲裁決定をすることができます。

私も担当した事件で、仲裁決定を出したことがあります。あっせん手続として申し立てられた事件で、3回のあっせん期日を開いた後、両当事者に仲裁合意をもらい、仲裁手続に移りました。そこで仲裁期日を開き、同日に和解合意を内容とする仲裁決定を出しました。この事案は、債務の存否にはそれほど争いはなく、弁済方法が問題でした。債務者側が長期の分割でなければ払えないと言って、これに対し債権者側は債務者側を信用できず不安があったため、仲裁決定とすることにしました。

即決和解や公正証書作成といった手続に比べて、話し合いからそのまま仲裁決定とすることができるので、利用しやすいと思います。

ただ、今回は金銭の支払いだったので条項も作りやすかったですが、和解条項は執行できるよう、慎重に作成しなければなりません。その点では調停や公正証書作成も同じですけどね。

Q2 齋藤会員があっせん手続で心がけていることはありますか。

私は、一般ADRのほか金融ADRも担当しています。一般ADRでは時には法的評価にとらわれず解決を促進するような役割を心がけていますが、金融ADRでは、金融機関に金銭の支払いを求める場面においては、金融機関が金銭の負担を納得できるよう法律的な説明をきちんとおこないます。また、金融ADRでは、金融機関に説明義務や資料提出義務といった片面的義務があるといった制度上の特徴がありますので、この

趣旨を金融機関に十分に説明し、なるべく義務を履行してもらうように促しています。

また、リスク性商品については、その商品自体の知識がないと紛争のポイントも理解もできませんし、当事者を説得することはできませんから、それらの商品について学ぶようにしています。

Q3 東京弁護士会の金融ADRの特徴を教えてください。

弁護士会の金融ADRは、全国銀行協会など指定紛争解決機関に比べ間口が広いと思います。「紛争」の意味を広く捉えますから、「数年前に預金を引き出したときに現金が足りなかった」などといった争いでも、当事者が話すことで納得する可能性があれば、紛争ととらえて事件を受けつけます。

さらに、当会の金融ADRは、金融トラブルに詳しい弁護士と、消費者問題の経験が豊富な弁護士と、あっせん経験の豊富な弁護士の3名体制で手続が進められるので、専門的な知見に基づき、バランスのとれた解決をのぞむことができます。

また、裁判のように白黒はっきりつけるのではなく、柔軟な解決をすることができるといえるでしょう。

Q4 最後に一言お願いします。

紛争解決センターでは、今後も専門ADRの利便性を高め、特殊性の強い紛争の解決の場を提供できるよう研究を重ねていきたいと思っています。ぜひ当会のあっせん手続をご利用ください。

齋藤輝夫会員プロフィール

平成4年4月弁護士登録。平成13年10月ニューヨーク州弁護士登録。平成25年4月明治大学法科大学院特任教授。平成28年度紛争解決センター運営委員会委員長。著書に『金融ADR活用ガイドブック』(共著、日本加除出版、2012年)など。